

# 令和4年第1回 船橋市国民健康保険運営協議会

## 諮問事項に係る資料

令 和 4 年 1 月  
国 保 年 金 課

# 目 次

## 議題 2 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について (諮問事項)

1 保険料率の改定について	1
千葉県国民健康保険運営方針・船橋市行財政改革推進会議意見書	2
船橋市行財政改革推進プラン	3
○国民健康保険料 賦課割合イメージ	4
○保険料率の推移	5
○保険料と県納付金について	
1 国民健康保険における保険料と県への納付金の関係性	6
2 県から示される納付金の推移	7
○一般会計繰入金（決算補填等目的）について	8
○県内他自治体との保険料の比較	9

## 議題2 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

### 諮問事項

#### 1 保険料率の改定について（船橋市国民健康保険条例第14条）【条例改正】

要旨 国民健康保険事業は、一般会計とは異なり、国民健康保険事業特別会計を設けて運営しております。特別会計は、支出額（保険給付等）に応じて収入額（保険料等）を確保しなければならない点に大きな特色がありますが、本市では、これまで一般会計からの繰入金により保険料を低く据え置いてきたという経緯があります。

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国民健康保険運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すこととなりました。

『千葉県国民健康保険運営方針』（2ページ参照）では、保険者の政策的な保険料の負担緩和などを目的とした決算補填等目的の一般会計繰入については、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなることなどから、計画的に解消・削減を図るべきとされております。

また、平成30年3月に船橋市行財政改革推進会議から提出された意見書（2ページ参照）において、受益者負担の適正化という観点から、「一般会計からの多額の決算補填目的の繰出しを継続することは、国民健康保険の被保険者ではない市民が、国民健康保険被保険者の保険料を負担していることに留意すべき」、「国の方針に基づき、平成30年度から決算補填目的の繰出金の解消に取り組まれない」との提言がされました。加えて、平成31年3月に公表された「行財政改革推進プラン」（3ページ参照）においても、国民健康保険料の見直しについて、決算補填等目的繰出金の計画的な解消に向けて、平成30年度から、原則として2年ごとに12年かけて、段階的な保険料の見直しを行うこととしております。

そこで、平成30年度に後期高齢者支援金分の均等割額を年1,500円、令和2年度に医療分の均等割額を年3,000円引き上げたことに続き、令和4年度には5,000円の引き上げをします。

改定内容 保険料のうち、医療分の被保険者均等割を引き上げるものです。

均等割額	(現行)		(改正後)	
医療分	27,360円	⇒	<u>32,360円</u>	5,000円引き上げ
支援分	8,590円	⇒	8,590円	変更なし
介護分	9,610円	⇒	9,610円	変更なし

## ・千葉県国民健康保険運営方針（抜粋）平成29年12月（令和3年3月 中間見直し後）

### 第3 今後の取組（各論）

#### 1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

##### （2）財政運営に係る基本的な考え方と取組

##### イ 市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方 より

- 決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭になること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなることなどから、解消・削減を図るべきである。しかしながら、法定外一般会計繰入の早急な解消・削減は被保険者の保険料負担の急激な増加につながる場合もあることから、地域の実情を十分に勘案し、計画的に行う必要がある。

## ・船橋市行財政改革推進会議意見書（抜粋）平成30年3月

#### 1. 歳入の確保について

##### （2）受益者負担の見直しについて

##### ②国民健康保険事業について より

- 船橋市の国民健康保険事業においては、県内の他の自治体との比較において、被保険者の平均所得水準は高く、また所得に占める保険料の割合は低い状況である。しかしながら、市は、これまで被保険者の負担を抑えるために保険料を長年にわたり据え置き、多額の決算補填目的の繰出しを行っている状況であり、平成28年度決算においてはその額は約17億円となっている。

一般会計からの多額の決算補填目的の繰出しを継続することは、国民健康保険の被保険者ではない市民が、国民健康保険被保険者の保険料を負担していることに留意すべきである。また、このことは、構造的な課題として平成30年度からの広域化に向けて国においても決算補填目的の繰出しの解消に向けた方針が示されており、今後はその方針に従い、当該繰出金の解消に向けた取り組みを進める必要がある。なお、国民健康保険事業の安定的な運営のためには、保険料徴収率の向上に取り組むとともに、医療費抑制につながるような施策の充実や、保険料軽減制度の周知徹底等、適切な運用にも取り組むべきである。

#### 【提言】

##### 1. 決算補填目的の繰出金の解消

国の方針に基づき、平成30年度から決算補填目的の繰出金の解消に取り組まれない。

## ・船橋市行財政改革推進プラン（抜粋）平成31年3月

### 5 受益者負担の見直し

#### 5-3 国民健康保険料の見直し より

○ 平成30年（2018年）3月までは、各市町村が国民健康保険を運営しており、本市は独自に一般会計からの繰出金により国民健康保険事業特別会計の決算補填（会計上の赤字補填）を行うことで、国民健康保険料を低く据え置いてきました。

しかしながら、平成30年（2018年）4月からは、各都道府県が国民健康保険の財政運営について責任主体となったことにより、各市町村が独自に行っている国民健康保険事業特別会計への決算補填等目的繰出金について、計画的な解消が求められました。

このため、市独自の決算補填等目的繰出金の計画的な解消に向けて、段階的な保険料の見直しを行います。

**【取組項目】** 国民健康保険料の見直し

**【計画内容】** 決算補填等目的繰出金の計画的な解消に向けて、平成30年度（2018年度）から、原則として2年ごとに12年かけて、段階的な保険料の見直しを行います。

<国民健康保険料 賦課割合イメージ>

	応能分	応益分
基礎賦課額 (医療分)	所得割	均等割 +5,000円
後期高齢者支援金等 賦課額	所得割	均等割
介護納付金 賦課額	所得割	均等割

保険料率の推移（平成25年度～令和4年度）

	合計（年額）		医療		支援		介護	
	所得割	均等割 （円）	所得割	均等割 （円）	所得割	均等割 （円）	所得割	均等割 （円）
H25	10.33%	41,060	6.50%	24,360	2.63%	7,090	1.20%	9,610
H26	10.33%	41,060	6.50%	24,360	2.63%	7,090	1.20%	9,610
H27	10.33%	41,060	6.50%	24,360	2.63%	7,090	1.20%	9,610
H28	10.33%	41,060	6.50%	24,360	2.63%	7,090	1.20%	9,610
H29	10.33%	41,060	6.50%	24,360	2.63%	7,090	1.20%	9,610
H30	10.33%	<b>42,560</b>	6.50%	24,360	2.63%	<b>8,590</b>	1.20%	9,610
R1	10.33%	42,560	6.50%	24,360	2.63%	8,590	1.20%	9,610
R2	10.33%	<b>45,560</b>	6.50%	<b>27,360</b>	2.63%	8,590	1.20%	9,610
R3	10.33%	45,560	6.50%	27,360	2.63%	8,590	1.20%	9,610
R4案	10.33%	<b>50,560</b>	6.50%	<b>32,360</b>	2.63%	8,590	1.20%	9,610

これまで、平成30年度に後期高齢者支援金分の均等割額を年1,500円、令和2年度に医療分の均等割額を年3,000円引き上げました。令和4年度は医療分の均等割額を年5,000円引き上げます。

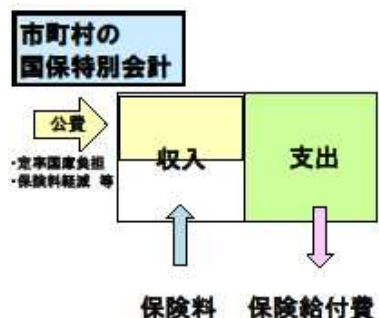
## ○保険料と県納付金について

### 1 国民健康保険における保険料と県への納付金の関係性

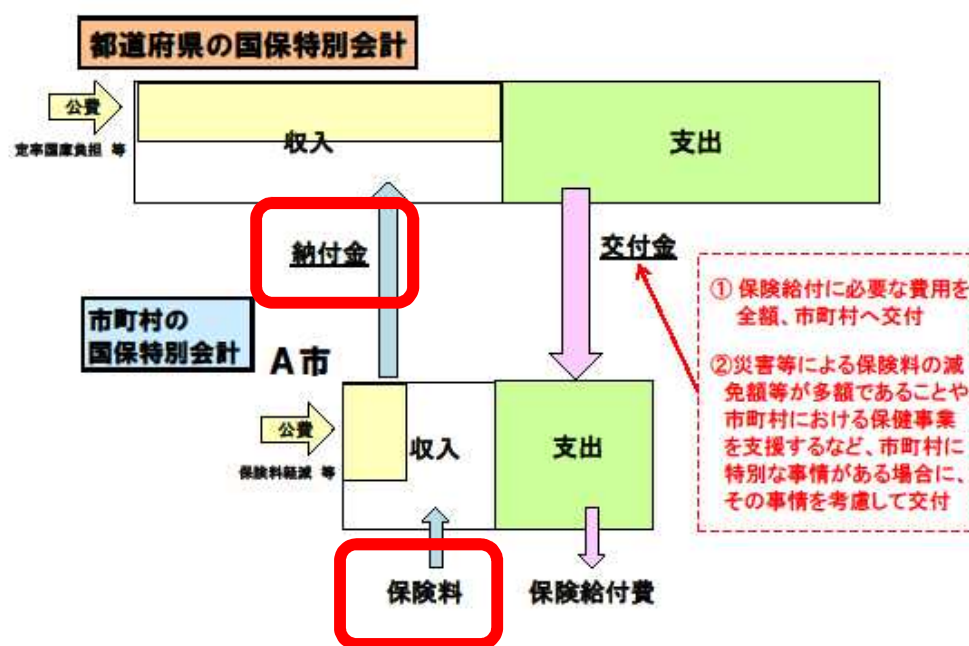
平成30年度の国民健康保険法の改正により、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定するとともに、市町村は、保険料を賦課・徴収し、都道府県に納付金を納めています。

毎年、県へ納める納付金額の財源として、市が集める保険料収入を充てており、納付金額の多寡が保険料へ直接影響するようになりました。

(改正前)



(改正後)



※厚生労働省資料抜粋



## 2 県から示される納付金の推移

平成30年度以降、県から示された納付金は下表のとおりです。一人当たりの保険給付費が伸びていることに加え、激変緩和措置（※）の額の減少により、一人当たりの額が増えています。

※激変緩和措置 … 平成30年度の都道府県単位化により、急激な保険料の引き上げにならないように一定の基準にあてはまる市町村の県への納付金を抑制する措置。

	H30	R1	R2	R3	R4
	決算	決算	決算	決算見込	予算
納付金（円）	14,913,928,053	14,834,024,009	14,637,512,667	14,881,345,069	14,915,400,000
被保険者数（人）	129,208	123,562	120,141	117,599	115,300
一人当たり（円）	<b>115,426</b>	<b>120,053</b>	<b>121,836</b>	<b>126,543</b>	<b>129,362</b>
前年度比（％）		4.01	1.49	3.86	2.23

## ○一般会計繰入金（決算補填等目的）について

本市の国民健康保険料は、一般会計からの繰入金により保険料を低く据え置いてきた経緯がありますが、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったことで、決算補填等目的の法定外繰入金については、計画的に削減・解消するよう国・県より求められています。

平成30年度以降の決算補填等目的の法定外繰入金の推移は下表のとおりであり、令和4年度は保険料を引き上げることで、前年度より約4億2,000万円の削減を見込んでいます。

なお、県内において同様の繰入れを行っているのは、令和2年度で本市を含め7市のみとなっています。

### 一般会計繰入金

(単位：円)

	H30	R1	R2	R3	R4
予算額（案）	980,000,000	1,575,000,000	1,590,000,000	2,132,000,000	1,676,000,000
うち 決算補填等目的	875,034,000	1,068,887,000	1,099,897,000	1,598,382,000	1,178,768,000
決算額	1,070,000,000	1,839,000,000	1,416,000,000		
うち 決算補填等目的	522,259,286	1,284,312,593	905,546,376		

## ○県内他自治体との保険料の比較

本市の保険料は、一般会計からの繰入金により県内でも低い保険料となっています。世帯の状況により違いはありますが、仮に令和4年度に他の自治体が料金を据え置き、本市が5,000円引き上げた場合でも県平均より低い水準となっています。

### ・千葉県内54市町村における 船橋市の状況（令和2年度決算）

（単位：円）

	船橋市	県平均
一人当たり保険料調定額	93,301	96,548

令和2年度事業年報より算出

### ・千葉県内54市町村における モデル世帯別年間保険料比較（令和3年度保険料率）

（単位：円）

	保険料率 据置①	均等割 +5,000円②	県平均
夫婦2人（45歳）世帯 旧ただし書き所得150万円	246,070	256,070	272,561
夫婦2人（夫45歳 妻38歳） 子ども2人（13歳10歳） 4人世帯 旧ただし書き所得329万円	489,420	509,420	510,101
単身（45歳）世帯 旧ただし書き所得0（給与収入98万以下）7割軽減	13,650	15,150	19,904

※他市町村は、令和3年度の保険料率で計算し比較を行っている。